

# 平成 19 年第 1 回土別市議会臨時会会議録

平成 19 年 1 月 22 日 (月)

午後 2 時 30 分 開会

午後 3 時 14 分 閉会

---

## 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 議案第 2 号 平成 18 年度土別市一般会計補正予算 (第 7 号)

閉会宣告

---

## 出席議員 (22 名)

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	2 番	北 口 雄 幸 君
	3 番	伊 藤 隆 雄 君	4 番	井 上 久 嗣 君
	5 番	丹 正 臣 君	6 番	粥 川 章 君
	7 番	小 池 浩 美 君	8 番	柿 崎 由美子 君
	9 番	平 野 洋 一 君	10 番	足 利 光 治 君
	11 番	遠 山 昭 二 君	12 番	岡 崎 治 夫 君
	13 番	谷 口 隆 徳 君	14 番	山 田 道 行 君
	15 番	田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君
	17 番	池 田 亨 君	18 番	牧 野 勇 司 君
	19 番	菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君
	21 番	神 田 壽 昭 君	議 長	22 番 岡 田 久 俊 君

---

## 出席説明員

市 長	田 苅 子 進 君	助 役	相 山 愼 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君

朝日総合支所長 城 守 正 廣 君 総務課長(併)  
選挙管理委員会  
選挙課長 石 川 誠 君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

---

市立土別総合  
病院事務局長 藤 森 和 明 君

---

教 育 委 員 会  
委 員 長 佐々木 正 雄 君 教 育 委 員 会  
教 育 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 会  
教 育 部 長 佐々木 文 和 君

---

農 業 委 員 会 会 長 松 川 英 一 君 農 業 委 員 会  
事 務 局 長 石 川 通 広 君

---

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監 査 委 員  
事 務 局 長 横 山 日 出 夫 君

---

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君 議 会 事 務 局  
総 務 課 長 藤 田 功 君

議 会 事 務 局  
総 務 課 主 幹 近 藤 康 弘 君 議 会 事 務 局  
総 務 課 主 査 浅 利 知 充 君

議 会 事 務 局  
総 務 課 主 事 岩 端 聖 子 君

---

(午後2時30分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成19年第1回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、17番 池田 亨議員、18番 牧野勇司議員、19番 菅原清一郎議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第1号 損害賠償の額を定めることについて

議案第2号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第7号)

2. 会議規則第153条第1項ただし書により議長が決定した議員の派遣は次のとおりである。

(1) 日豪EPA交渉農畜産物関税撤廃阻止緊急上川総決起大会出席

イ. 派遣場所 旭川市

ロ. 派遣期間 平成19年1月19日

ハ. 派遣委員 岡田議長、山居副議長、池田議員、柿崎議員、小池議員、菅原議員、田宮議員、遠山議員、山田議員

3. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
18.12.15	森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書について	18.12.15	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 環境大臣 林野庁長官 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
18.12.15	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書について	18.12.15	内閣総理大臣 財務大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣 林野庁長官
"	リハビリテーションの改善を求める意見書について	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	医師確保と地域医療に関する意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣
"	破綻が明白なサッカーくじの早期廃止を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣
"	法人税減税、庶民増税に関する意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
"	放課後子どもプランの拡充を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣
"	公営住宅の家賃見直しに関する意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣
"	農地・水・環境保全向上対策に関する意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長
"	日豪FTAに関する意見書について	"	内閣総理大臣 農林水産大臣
"	子育てと教育にかかる費用の軽減を求める意見書について	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 菰 子 進	助 役	相 山 慎 二
助 役	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登 志 男	保健福祉部長	杉 本 正 人

経 済 部 長	佐々木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 惠 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長兼 環境生活課長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	宮 沢 勝 己	コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	岡 本 利 紀
経済部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	建設水道部次長 兼管理課長	稲 澤 要
朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大 内 孝 司	市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課長	谷 口 春 三
総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石 川 誠	財 政 課 長	三 好 信 之
市 民 課 長	池 田 文 紀	総 務 課 主 幹	清 水 修
市 民 課 主 幹	平 岡 均	農林振興課主幹	佐々木 勲
教育委員会 委員長	佐々木 正 雄	教育委員会委員長 職務代理者	穴 田 一 男
教育委員会 教 育 長	朝 日 保	教育委員会 教 育 部 長	佐々木 文 和
教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	辻 正 信	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習課長兼 生涯学習情報センター所長	鈴 木 隆 夫
教育委員会 教育部次長兼 地域教育課長兼 朝日町学校給食センター所長兼 朝日山村研修センター所長 兼朝日農業者 トレーニングセンター館長	林 広 志	スポーツ課長兼 総合体育館長兼 青少年会館長	富 田 強
総合体育館主幹	加 納 修	農業委員会会長	松 川 英 一

農業委員会会長	平	進	農業委員会	石川	通広
職務代理者			事務局長		
監査委員	三原	紘隆	監査委員事務局長	横山	日出夫
選挙管理委員会	川越	一男			
選挙課長					

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	辻本	幸慈	議会事務局	藤田	功
			総務課長		
議会事務局	近藤	康弘	議会事務局	浅利	知充
総務課主幹			総務課主査		
議会事務局	岩端	聖子			
総務課主事					

以上報告する。

平成19年1月22日

土別市議会議長 岡田久俊

---

議長（岡田久俊君） それではこれより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第1号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第1号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、昨年12月2日午後2時頃、土別市総合体育館の屋根からの落雪により、土別市青少年会館前に駐車中の 氏所有の小型乗用車に被害を与えた事故に対する損害賠償でありまして、このたび相手方との話し合いが合意に達し、これに対する賠償金として、48万4,100円を支払うために、示談書を取り交わそうとするものであります。

なお、この賠償金につきましては、当初予算で計上済の補償、補てん及び賠償金で処理をいたし、市民総合賠償補償保険により、全国市長会から補てんをされるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

菅原清一郎議員。

19番(菅原清一郎君) 何点かお聞きしたいんですが、この事故についての損害賠償については示談を取り交わし、その保険で補うんだということですが、実は、私が一昨年、朝日スキー連盟の主催のスキー大会において、やはりこのような同じような事案がございまして。私は被告人として裁判を、実は相手から起訴されまして、訴えられまして、裁判を受けた経験をもとにして質問をさせていただくんですが、実はその、これは体育館からの落雪があったということですが、どんな場所においても、公共の施設において、例えば民間の屋根から落ちてきた場合でも土地の所有者と建物の所有者とにその責任の一端があるんだよということが一つ。それから、車の所有者がですね、例えば、公共の駐車場であっても、今言われたような事例の中においても過失割合が生じてくるということであって、聞くところによりますと、今回の事案についての賠償額は100%だよということですが、例えば、これは市の保険で補われるからなんらそれ以上のことは皆さんの懐は痛まないわけですが、法律上、それから本人の過失割合からいくとやっぱり今後、何か体育館のところに置いておいたら、それも雪が落ちたら、100%全部補償してくれるよと、そういうことになりやしないのかなということ危惧する部分もあるのですが、いろんな大会を体育館でやられていますが放送で屋根からの落雪を注意するために、避けるために車の移動をお願いしますと何度もやっていますよね。ですからそれにもかかわらず、こういう事故がこれからも発生する。あるいは、人命がこれにかかわっていないからいいようなものですが、実際のところ過失割合の問題は、100%でこれはやられるようですけども、その辺の交渉の過程をもう少しお聞かせいただきたいのと、こういうことに関して100%市の責任がはたして、全部公金で賄われるからいいんだらうという安易な考え方はどうかと私は思っているのですが、その辺の見解をちょっとお聞かせくださいませんか。

議長(岡田久俊君) 富田スポーツ課長。

スポーツ課長(富田 強君) お答えいたします。まず、経過について御説明申し上げたいと思えますけれども、12月2日午後2時頃、体育館の南側、青少年会館側に駐車していた 氏所有の小型乗用車に雪が落下したものであります。当日は、体育館で土別ジュニア綱引き大会が開催されておりまして、この応援のため来館いたしました 氏の妻、 氏が当該乗用車を運転し来館した際に事故が発生したのであります。同氏の話によれば、午前11時40分頃に現場に駐車し、大会が終了し帰宅しようとした午後2時30分頃に事故を発見したものであります。現場は落雪が予測されるために、通常は駐車禁止といたしてしておりまして、ロープを張って進入防止をしていたところであります。現場付近には重油の給油口がありまして、維持センターに除雪を依頼している関係がありまして、その妨げにならないようにボイラー職員、これはシルバー人材センターに委託しておりますけれども、その職員が開館時にロープを張って夜閉館時に外していた状況であります。当日は午前9時頃にロープを張りに現場へ行きましたけれども、もうすでに4台の車が駐車しておりまして張れずにいたところであります。先ほどの議員さんのお話にもありましたけれども、車の移動につきましては館内放送で主催者側にお問い合わせをいたしまして、午前10時頃に1回行きましたけれども依然として駐車していたために、12時15分頃再度行ったところあります。結果的には、館内放送が伝わらなかったために事故に至ったわけでありませ

れども、やはりこの中でロープをきちっと進入防止のために張らなかったという過失があるということで、市の損害賠償で行うという結論に至ったものであります。以上です。

議長（岡田久俊君） 菅原清一郎議員。

19 番（菅原清一郎君） ですから、今お答え聞きますと綱引き大会ということで、私がまた大会委員長としてやっていたということで因縁深いなと思ったんですが。実は、朝日のスキー大会の時は民間の土地をお借りしてその工場からの落雪があって、車が新しかったということもあって新車の補償賠償の責任があるよということで補償しろということがあったんですけども、今何%ということ言いませんでしたけれども 100%なんですね。私どもがそういう事故あったときにそれもまた大会運営の中で、やはり落雪注意しなさいということもあって裁判をやったんですけども、実際には 6:4 の過失割合であったわけです。ですから、例えば、こんなことが悪質にとらわれたら市の補償で何でもやってくれるんだってことになっちゃうと、それもいかなものかと思えますし。一方的にロープを張らなかったからとかいうんじゃなくて、過失割合は本人にもやっぱりあるわけですね。ですから、そういうところを訴えていかないと、こんなことが毎年起こりうるんじゃないのかなというふうな思いもするわけでありますので、そのへんもう少し整理して今後の対処の仕方も含めてお話してもらえませんか。

議長（岡田久俊君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） 今の過失割合の関係ですけれども、一応事故が発生した際に財政当局ともやりまして、過去の事例などを参考にいたしまして結果的には 100%という形でやったわけでありまして、今、業務委託で体育館管理をやっていますけれども、その関係につきましては今後の委託に向けて、そういう場合の損害賠償の範囲あるいは業務の明確化をいたしまして検討してまいりたいと思います。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 財政の方からも補足で御説明いたしますけれども、今回この賠償保険、全国市長会の市民総合賠償保険というのを使っているわけですけれども、その保険の中で、今回議員さんがおっしゃったように全額市が賠償するということで示談にはなっておりますけれども、これに市長会の方で掛けている損保ジャパンというところが代表引受保険会社になっているんですけども、そちらの方からもこの事故に際して災害の補償の査定に来ております。それで、事情を聴取した中で、今回、市の体育館の管理の方に過失があったということで全額賠償ということになっております。例えば、管理上に市の方の責任と相手の方の、例えばロープを無理矢理自分で取っ払って中に入って行ったというようなことがあれば、市の方も全部責任あるということではないということで、そういった場合には保険会社の方と当然相談をして市が全部過失ということにはならないと思いますけれども、今回の場合は、業者の方でも市の方の過失というものを認めたということで 100%市が賠償をするといったような結論になったという状況にあります。以上です。

議長（岡田久俊君） 菅原清一郎議員。

19 番（菅原清一郎君） 結論はそういうふうに、市の方で 100%ということに相成ったようでありまして、今後、この種の問題は毎年雪国においてはあるだろうし、雪の問題にとらわれず他の問題も出てくるわけですが、この辺やはりきちっと整理しておかないといけないのではないかなと。同じまちで、合併する前にそういう事例があって、くしくも私そのスキー連盟の会長



で訴えられて、その補償をするために裁判にかかったわけですね。ですから、補償をしてあげれば、市民の車ですから。大事な財産がそういったことで傷んだということでした方がいいわけですが、例えば、人命がかかわったりしたらいろんな問題が考えられるわけですが、やはりきちっとそのへんも精査してやらないと、何でもかんでも100%となるとね、毎年こんなことが起きているように聞いていますけれど過去には体育館に絡み、あるいはこういった雪の事故にかかわってあったように聞いていますが、その辺内部的に市の損害保険の方で認定した数字がそのまま適用されているようですけれども、けして裁判にかかるとそういうふうには、100%ということはありません。私ので、私の経験上からも。ですから、大きな事故に至らなくて幸いだったのですが、こんなことを契機にでも市の補償制度、保険制度、もう少し見直してきちっとやられたらどうかなと思います。そのこのところ一つお願いします。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 大変申し訳ないことでありまして、以前にもこういうケースがあったということで、その時点でも管理のあり方等々については厳しく御指摘を受けて、そういった経験を踏まえ体育館、特にああいう屋根の形態ですから、そういうことが、危険性があるということで教育委員会としても再三、そういう細心の注意を払っていたわけですが、結果としてこういうまた同じような事故が起きたということについては、管理をする側としてはやっぱりもうちょっとしっかりしていかなければならないということは確かでありまして、今、いろいろなお話がございました。確かに、我々の損害賠償というような形になりますと、どちらかという素人に近い部分がありますし、そういった面ではそれぞれの保険会社に専門家がいて御意見を伺いながら今回の、これまでも措置をしてきたということでありまして、今、議員の話にもありましたこと等につきましては十分に今後検討を加えて、あり方というものについては慎重に対応してまいりたいと、そのように存じているところでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君） 48万4,000円の損害賠償といいますが、いろんな交通事故があったり、市の職員がぶついたり、そういうことで専決処分で行われている損害賠償、これは20万円以下で比較的今度の額というのは非常に大きい額でございますけれども、どの程度の車の、車の車種は何で何年式で、どういう積算をなされたのか。そんなにひどい損害を与えたのか。この点はいかなのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） お答えをいたします。車につきましては平成8年車でトヨタブサムという車です。修理の箇所ですけれども、その乗用車はサンルーフということで天井に太陽があたるように開く車ですけれども、そこに落下したということでそのルーフパネルの関係、及び左ドア、バンパーという故障になっております。当初見積額では、業者から見積もりがきたのですが、その額は55万2,000円という額でしたが、一応市で加盟している保険会社に査定をいたしましたところ、車が平成8年車ということで今現在の時価が44万円という額になりましたので、その額で全損取り扱いということでその時価額、内訳を申し上げますと44万円、代車費4万2,000円、あわせて48万2,000円に代車費の消費税2,100円を加えた48万4,100円という額で交渉を進めたという内容でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） それからですね、体育館の管理業務については委託をしている。これは体協に委託をしていると思うんだけど、同時に、これは土曜日ですけども、日曜日あるいは夜間、これはシルバー人材センターに委託をしていると言われているんだけど、その実態ですね。委託の中に、そこにロープをきちっと張ること、こういうことなんか細部にわたって委託契約が結ばれているのかどうか。この点はいかがなんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） 委託管理の概要でありますけれども、平日については土別市体育協会、夜間及び土曜、日曜、祝祭日の窓口管理業務とボイラー管理業務についてはシルバー人材センターで委託を行っております。シルバー人材センターの窓口業務につきましては、職員 2 名体制で実施をしておりますし、ボイラー業務につきましても時間によりまして 1 ないし 2 名で勤務を行っている状況であります。その契約の内容につきましては用具の点検、巡視、それからボイラーはもちろんそうですけれども、その対応などについては安全対策マニュアルを策定いたしまして事故のないように、または事故後の処理を適切に行うということでやっておりますけれども、ただいまのロープの取り外し、取り付けにつきましては委託管理の中の付随する業務ということで、その他業務ということで実施しております、特に契約書上、何時にロープをつけて何時に外すだとか、そういうようなことは具体的に明記していなかったものであります。今後委託を行いましては、想定される業務につきまして明確にいたしましてマニュアルを策定するなど万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） そうしますと、土曜日でありますから、この点では体育協会はこの日は管理業務を委託を受けていないと、こういうふうに判断していいのかということが一つ。

それから、シルバー人材センターにも周辺の巡視なんていうことも言われて、これからはロープの問題なんかきちっとしていくと言っているんだけど、しかし、シルバー人材センターの業務にあたっている人が呼びかけを行って、この車よけてくださいというふうにして呼びかけを行うっていうことは、それはシルバー人材センターとしてもそのことをわかっているからそういう呼びかけをしたんだろうと思うんです。しかし、なおかつそれらがどけられなくてですよ。そして、そのときに呼びかけてわかって車をよけてあげればこういう事故にならなかった。それであれば、シルバー人材センターの業務にあたった人も、これは危ないと判断したのならば徹底的に関係者にも訴えてよかすべきではないのか、こういうふうに思うんだけど、その点で言えばシルバー人材センターの責任というのはいったいどういうふうに考えておられるのか。この点をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） まず前段、土曜日ですけども。土曜日の勤務につきましてはシルバー人材センターの委託ということで土別市体育協会は入っておらないものであります。

それと、シルバー人材センターの方の賠償の責任はどうなのかということでありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、契約書の中にその業務が含まれていないということで今回につきましては市の責任になるだろうという判断に立って行ったものであります。なお、今後の業務にあたりましてはその辺の関係もあわせて協議していく必要があるだろうというふうに

考えているところであります。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 重油の注入口がそばにあるからと言うけれども、重油の注入口というのはずっと離れているわけですね。しかし離れているところ以上に軒下の方まできちんと除雪をしてあったがゆえに、そこに車が入って駐車をしたという経過ですよ。だからその点では、ロープを 9 時に行ったときにはもう車が入っていたというけれども、そうするとその人が入っていたというけれども、その後ロープを張ったと言うけれども、この さんの奥さんというのは、さっきの答弁では 11 時過ぎに入ったと、こう言われるわけですね。そうすると、9 時にもう入っていた車、それはなんともなくて、 さんの 11 時過ぎに入った車がこの事故にあうという。この整合性がつかないのではないかと思うんだけど。この点はどうお考えなんですか。

議長（岡田久俊君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。今年は例年と違い、12 月初旬では積雪が少なかったこともありまして、事故当時駐車区域が広がったのも事実であります。今おっしゃるとおり、通常であればボイラー職員が出勤時にロープを張りまして、当該区域の進入を防ぐ策をとるべきでございましたけど、若干の対応の遅れということではございました。今おっしゃるとおり、4 台の車入れ違いな部分があったことも確かにございました。館内放送をしても十分伝わらず事故につながったというわけではございまして、私どもの指導あるいは認識も含め油断があったことは否めないと考えております。そういったことについては反省してございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 先ほどからも議論になっているけれども、これは子どもでありますとか人間を殺めたら大変な問題ですよ。これは市長や教育長は責任をとらなきゃならないという問題に発展する、それ以上に土別市のイメージを含めて大変な事態へ発展しかねないと思うんです。だから、正面から落ちたときだって、あの時は車 3 台ですよ。あるいは北側。あそこに塀してないときには、あの時にも落雪によって車を傷めたという、体育館はそういう経験をもっているところですよ。そういうところにもかかわらず、雪の降り初めだからたいしたことないだろうという考えでいるところに、やっぱり問題があると思うんです。やはり職員は、そういう市の公共建物の管理については、絶えず季節の変わり目なんかは目を見張っていただく。そういうことを各課の中でも話し合いをしていただく。そして、これを教訓にして全施設、そういうものに対する危機管理、これらのマニュアルも再点検しながらこれから進んでいく必要があるんじゃないか。こう思うんだけど、この点に対する考え方をこの際、しっかりと承っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） ただいま齊藤議員の御意見にありましてとおおり、教育委員会は学校を初め、体育館または文化センターと本当に多くの施設を所有しておりまして、常日頃から特に積雪については十分留意をしていかなければならないということで、特に体育館につきましては過去に平成 2 年、3 年に車をつぶすような事故もございました。それで、私どもも常日頃から十分注意をしようということで申し合わせてきたところでございますが、今回ちょっとしたこのような不注意によりましてこのような事故を起こしてしまいましたことは、大変申し訳なく、また残念に思っているところでございます。今後におきまして、今回、幸いと言ってはなんですけど、人命には影響がなかったということがございまして、今後これを教訓に、今回もこの事故の後、すぐにな

んでこのような事故が起きたのかということで内部で検討いたしまして、すぐ対策はとったところでございますが、また多くの他にも施設も有しておりますので、斉藤議員の御意見にありましてとおりさらに一層気を引き締めて、そして具体的な管理マニュアルというものはしっかり作って、今後十分注意しながら事故防止のために努めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第2号 平成18年度士別市一般会計補正予算第7号を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第2号 平成18年度士別市一般会計補正予算第7号について、その内容を御説明申し上げます。

今回補正いたしますのは、総務費において、現在使用している戸籍簿の劣化が激しいことから戸籍データの電子化による保存とあわせて、朝日総合支所、各出張所の戸籍事務の一元管理と事務処理の迅速化を図るため、平成19年度から平成20年度の2カ年で合併補助金を活用し、戸籍システム導入事業を予定しておりましたが、国の補正予算措置の関係から前倒しをして実施することとし、戸籍データの作成及び住民基本台帳との連携にかかるシステム作成委託料並びに戸籍システム、コンピュータサーバ購入費などあわせて、1億5,991万円を計上いたすとともに、農林水産業費では、温根別地区で、北ひびき農業協同組合のライスセンターを中核としてもち米の生産に取り組む中で、高品質米生産のため、着色被害粒や土砂・金属を除去する機器の導入が急務となっており、このたび、道の地域政策総合補助事業による実施が決定されましたことから、北ひびき農業協同組合が事業主体となり実施する、温根別地区穀類乾燥調製施設整備に対する補助金、4,060万円を計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源といたしましては、国・道支出金及び地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 特に戸籍システム導入事業費の関係でございますけれども、このデータの作成委託料というのは1億2,000万円。これが最高に高いわけけれども、なぜこんなにかかるんだろうと。だいたい2万3,000人そこそこの市ですから、そうすると人口が多ければひどい金になっていくんだろうとこう思うんだけれども、この辺は素人でよくわからないからお知らせいただきたいのと、それからもう一つは、これらは入札に付するのか。そして、入札に付した場合には、全部、システムっていうのは同じようなもの、相当性能のいい悪いというか、こういうもの

が業者によって変わってくるのかどうか。この点はどういうふうに、皆さん方の中で入札に付す場合に業者の選定をどうされていくのか。この点をちょっと具体的にお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。データの入力について、かなりの金額がかかります。これについては、全部戸籍のデータをスキャナでありますとか、例えばマイクロフィルムに落としてそれぞれの会社に持ち帰りまして、それを全部セットアップといいますかデータをデジタルデータに変換いたします。パソコンで入力をいたします。ですから、ほとんどこれは人件費なんですけれども、そういうことでかなりの金額がかかるということになっております。したがって、当然旭川ですとか札幌ですとか人口の多いところにつきましては、やはり経費が大きいかかと。何億円にもなるということになっております。

それから、性能差と言いますか各会社の差異ということではありますが、これについては通常何件か、何回かデモをしていただいておりますけれども、まだ現場を、それぞれ先進地を見ておりませんのではっきり申し上げられませんが、そういう面と言いますと、例えばセットアップと言いましてデータを入力する場面、そこら辺についてはいろんな訂正をしなければならないということがあります。したがって、それについては業者が行うわけですけれども、これらの精度というか質と言いますか、そこら辺については若干差があるかと思っております。それから、システムそのものの使い勝手ということについてはさほどの差はないかと思っておりますが、やはりそれぞれ独自性があるのかなど。一番問題なのは、その後ずっとその会社と何年もおつき合いをして一緒に仕事をしていかなければいけないわけですから、当然法律も変わりますので、それに応じたシステム変更をしていただかなければいけないわけですから、そういう面では誠心誠意やっただけの会社を選定していかなければならないというふうに思っております。まだ、どの会社がいいのかどうかということについては十分に絞り込んでいないわけでありまして、そういうことも含めて選定をしてみたいと思っております。以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君） これは合併に対する補助金、これで国庫支出金が全額で一般財源は8万9,000円くらいしかかからないから、そういう点では合併補助金ということで一般財源には影響しないからいいんだけど、その点、国からいろんな条件なんかは何かつけられているのかということが一つ。

それから、土別なんかの地元業者はこれにはいないわけでしょう。参画することできないわけでしょう。そうしますと、これは私は前にも申し上げましたけれども、予定価格を公開するののかどうかという問題。予定価格を公開してやって、結局5億円の北部団地の新築事業に99.44%。こんないわば落札金額。だからこの際、土別の業者が入らないこれらについては、全国に先駆けて一般競争入札、これを思い切ってやってみるべきではないか。あえて予定価格の公表はすべきでない、こう思うんだけどいかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） まず合併補助金の国の条件の関係ですけれども、当然国の補助金ということで、これは会計検査などの対象にはなっているようです。それでやはりこういった大きなものを入札するとなると、新たに入れるものになるとやはり随契とかそういったことではなくて適正な入札をするか、その他にはプロポーザルというような方法等もあるんでしょうけれども市と

しては入札で間違いなく適正な導入をしたいというふうには考えています。

それと、土別の業者がありませんので一般競争入札とか予定価格ということがありますけれども、それにつきましては、実は北海道内いろいろ入っているところの状況を聞くと、当初業者さんが見積もっていたよりもかなり低い落札率で落ちているのが現状のようであります。というのは、これらの電算はシステム自体の、備品自体の値段というのはそう大きくないんですけども、先ほど市民課長が言いましたようにデータの委託の関係等に多大な経費がかかっているということで、それを値引きというわけではないんでしょうけれども、業者間で競争してかなり安くとって。ただ、その後システムに付随して保守料といったものも毎年かかっていくということもあるんでしょうけれども、最初我々が想定した金額よりはかなり安く落ちているというのも実態にあるようです。それで、まだ具体的な入札の方法はこれから他市の状況なんかも聞いてその入札の方法についてはいろいろ検討させていただきたいというふうに考えております。業者の選定も含めてですけれども。予定価格の関係も今のところ通常の市の工事関係の場合は公表をしておりますけれども、その部分も含めてこれから検討してみたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 結局入力の関係で、人件費が主だということを答弁でもおっしゃいましたけれども、例えば図書館のバーコード含めてですね、新しいところに移るための作業が莫大な作業だったわけでしょう。これは地元で、地元の人間を使ってやりきったもんですよ。だから私は、そういう点では、これだけやっぱり就職難の時代、そういう時にそういうことも業者との中では話し合いを行って、地元で雇用にも少しでも役立つようにすべきではないか。だって、パソコンならパソコン用意しておいてですよ、そのシステムを持ってきて入力のこの部分というふうにするのであれば、それは人間がやることですからできるんですよ。だから、そういう点ではやはりそういうことも検討に値するのではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。図書館の場合は地元の雇用を図ったということでもありますけれども、実は、戸籍情報というのは市民の極めて重大な個人情報でございます。これについては、入力することそのものはパソコンの画面で入力をすればいいんですけども、一番このメーカーもそうなんですが、気を配っているのは情報の漏れをどう防ぐかということでして、実はそれぞれ、何社かありますけれども、それについては非常に厳しいセキュリティをもって会社の中の専属のところで、他の市とデータが混じらないように完全に業務も別にしてしましまして、職員が出たり入ったりするときは全部チェックされます。そういうようなことで、データ漏れをいかに防ぐかということで気を配っています。したがって、例えば、1回全部データを読み込んでするんですが、その後異動が生じます。そういうデータについても当然会社の方に送るんですが、これについても専用便でアルミのケースみたいなもので完全に密閉をして送るというようなことまでするんですよ。したがって、そういう機密保持ということが一つあります。それから、当然データを入れる部分では戸籍法そのものについて相当詳しい人間がやらないとならないという、単に打つだけだといいいんですがどうしてもいろいろな問題が生じてきます。これは疑義照会ということなんですが、これらについて全部各市町村に振られますと、うちの事務がとって滞ってしまいますから人数を何倍にもしないとできないということで、実は電算化した当初はそういう問題が大変あったんですが、今は業者さんの方でほとんど専門の人をつかまして

そういういろんな難しい問題についても一定程度の方向性を出してからこちらにいただけるとい  
うようなことで、それぞれ自治体の通常業務に支障がないようにというような工夫もされてお  
ります。したがって、そういうことも含めて全部ということの委託でございますので、なかな  
か地元の方々を雇用することになりますと、現実的には難しいのではないかなというふう  
に思っております。以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岡田久俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成19年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

（午後3時14分 閉会）